

フランス宗教政策の多面性

大石 真

はじめに

政治社会学の世界で、共和制のモデルとか、ポスト共和主義あるいは新共和主義といわれている論争もあるようですが、その議論と多少関わっている問題を、とくに「ライシテ」(laïcité)の原理という形で取り上げます。この場合、初めに断つておきますが、現在すでに四百万人を超える宗教人口を擁するイスラームの問題は、とりあえず外してあります。ただ、ライシテというものを考える場合に、イスラームは——日本流

といえば——カトリックに次ぐ第二の教勢を誇っていますから、全体的な議論をするときにはその問題を扱わざるをえないのです。

前にもお話ししましたけれども、フランスの宗教地図のようなことをお話ししますと、人口でいえば、今申し上げたように、イスラーム教約四百万人位のほかは、プロテstantが百万人程度、ユダヤ教が約六十万人程度で、仏教もこれに近い数のようです。そして、残り四千万人位がカトリックになります。

レジュメのサブ・タイトルで、*la laïcité à la française*

から les laïcités à la française へと書きましたが、これについて説明しますと、まず laïcité という言葉は、日本ではしばしば「宗教的中立性」あるいは「国家の非宗教性」と訳されますけれども、これは单数で定冠詞付きで議論されることが非常に多いのです。ただ、以下にみると

ようないろいろな側面を考えてみますと、一つのボリシーを表すような laïcité という形で表現するのは、フランスの実情を考えると、どうも難しい。そこで、いろいろな側面をそこに含みながら、日本でいう政教分離原則といいますか、それが映し出されているという意味で、最近とくに複数形で使う論者も現われてもました。今年出た本のタイトルがそうですが、les laïcités というのは非常にめずらしい使い方です。

この本の中では、いわゆる政教分離原則のいろいろな形の中身が検討されていまして、広くいえば、レジュメの下に出てくるようなポジティブな表象ですが、「共生」という言葉で語られるような場面が出てきているように思います。その趣旨で、一応対立の軸があることは確かでありますから、それを中心にしていくつか思

いつくままに拾い上げたのが、以下のようなものです。

一 自由と抑圧

一般宗教団体とカトリック修道会

一般的な宗教団体や結社というものを設立する、又はそれが活動する場合の基本的な国家の立場というのは、リベラリズムといいますか自由主義という形で説明できます。つまり、それらの設立も容易で、日本と違つてすぐに法人格を取ることができます。ですから、年間五、六万ぐらいの非営利法人(association)が誕生しているといわれます。そういう状況であるのに、つまり同じ団体という組織であるのに、話がカトリック修道会の問題になると、非常に敏感になるわけです。このカトリック修道会に関する法制度は、自由主義とは程遠い考え方のうちに組み立てられ、しかも基本的に現在まで続いているというのが現在の状況です。この枠組みを作ったものとしては、一九〇一年に制定された有名な「結社法」——精確には「非営利社団契

約に関する法律」といいます——がありまして、レジュメではそれだけを載せておりますが、ことがらはそう単純ではありません。

どういうことかといいますと、もともと十九世紀全体がいわゆる公認宗教体制で、事実上のカトリック国教制といわれますけれども、そういう体制がずっと続いてきた。そこに自由主義・自由思想の考え方に入りますし、実証主義の考え方も出てくる。これを兼ね合わせたプロテスタンントの指導者(例えば、ジュール・フェリイ)が現わるとことであって、第三共和制の一八七〇年代から以降、時の政権はかなり強い反教権主義・反カトリック主義的な動きを示すことになります。それが、カトリック対反カトリック・反教皇主義(anticlericalisme)とこう対立軸ですけれども、基本的には、よく使われる政治用語でいえば、「左と右」ということで表されます。ここで「左」の陣営というのは、共和派・共和主義者になるわけですが、その共和主義者の進める反教権主義政策、つまり共和主義者の政治プログラムが、その後着々と立法化されることになります。

その間に、教育のライシテであるとか、議会開会時の公の祈り——議会が始まる時にアメリカで行われているような祈りが捧げられるわけです——とかいった問題が、盛んに議論されます。そして、例えば後者は一八八四年に廃止されるというような形で反教権主義的な政策が進められる。これが、第三共和制が発足して十年ぐらい経つた後の全般的な動きです。その中で、教皇側もあくまで反共和主義を貫いたかというと、必ずしもそうではなく、フランス政治史上「ラリマン」(Ralliement)といわれる動き、これは「共和主義加担」と訳されますが、そうした「ラリマン」の動きがあつたりしたのです。ただ、それが失敗するということで、なお対立が続くという状況でした。

ですから、学校、つまり公教育からカトリック勢力を除くというのは、教育のライシテの大きな目標だったわけですが、それは着々と立法に結実してしまって、そういう動きの一環として、あるいはその中の非常に強い措置として、ここで問題としている「結社法」が定められたということになります。したがって、この結

社法は、一般的には、結社というものを自由設立制とし、すぐに法人格が取れるという非常にリベラルな体制を探つたわけですが、反面において、とくに congregations——ひとまずは「修道会」と訳してよいと思うのですが——については、非常に厳しいシステムをとつた。ですから、それは自由主義立法であると同時に、修道会については相当抑圧的な立法であつたという意味で、二面性をもつてゐると言えられます。それが「反修道会法」ということの意味なのですが、具体的にどういう形で厳しかったかというと、修道会は財産も取得するのですが、そのために法人格をとる必要がある。そこで、結社があつてそれに法人格を与えるという仕組みは同じであったのですが、一般的結社の場合は届出によつていとも簡単に法人格を取れるのに、こと修道会に限つては立法措置(法律)によつて許可されたものでないと法人格は取得できないという形で、非常に厳しくしてゐます。これについては資料もあるのですが、修道会はこの時期に激減したようで三分の一以下に減つてゐるようです。教育史関係でみてもそうで、相当

和」というところで第一次世界大戦と書いていますが、これを契機に教皇令との関係が友好的なものになつて厳しい運用を行なつたりして、ローマ教皇令との関係も厳しいものになつてくるという状況になります。

ちょっと話が飛びますが、レジュメの「二 敵対と融和」というところで第一次世界大戦と書いていますが、大統領令で認めるというふうに態度が少し和らいできました。ですから、いくらかアンチ修道会という色彩がなくなつたようにも思いますが、なお何らかの立法的な措置というか、閣議決定を経た大統領令で布告しなくてはなりませんから、一般的な結社に比べれば、やはりその間の溝は埋めがたいというものです。この点では、しかし、少し最近になりますと、ドゴールが亡くなつた頃、一九七〇年代に入つて、一大展開があつたといわれています。つまり、ポンピドウ大

な打撃をこうもりました。そうした制度が一九〇一年にでき、その後のエミール・コンブ内閣などもかなり厳しい運用を行なつたりして、ローマ教皇令との関係も厳しいものになつてくるという状況になります。

今まではどうしても至らないわけです。ある意味では、修道会といふのは、共和主義のシンボルのようなどころがあつて、そのシンボルそのものをなくしてしまつうといふところまではいけないという事情があるのでなく観察しております。ですから、そういう意味でお、自由の体制と抑圧の体制が残つてゐると考えざるを得ない。これがフランス宗教政策の特徴の一つです。

二 敵対と融和

一口一マ教皇令とフランス政府

今述べたところと関係しますが、よく知られているように、教皇令とフランス政府との対立は、結社法の制定によつてかなり厳しくなり、一九〇四年には教育関係で修道会関係者が締め出されたものですから、その関係は一層陥悪になつて、間もなく事実上の断交状態になつてしましました。これを決定的にしたのが、一九〇五年の政教分離法ということになります。この政教分離法の内容それ自体にも問題があるので、

もともと一八〇一年に、いわば国際条約(コンコルダート)

として結んでいたものを、一片の国内法で一方的に破棄してしまったというのが、かなり強いインパクトをもたらし、この点で教皇庁とフランス政府とが決定的に対立するということになりました。

ただ、フランスの方も、しばしばフランス政府といいうい方をしますが、事情はやや複雑です。というのも、もともとの國には、精神的な権威としてはローマ教皇庁をたてますけれども、国内の宗教的な問題は、基本的にフランス教会が独立して自律的に處理するというガリカニズム(Gallicanism)の伝統がずっとあるわけです。ですから、フランス政府とローマ教皇庁との対立といつても、直ちにフランスにおける政府と教会との対立関係というように、なかなか単純には考えがたいところがあり、現にフランスの司教のなかでも態度はさまざまであったようです。それにもかかわらず、カトリックの「総本山」である教皇庁と、伝統的に「教会の長女」といわれてきたフランスが、事実上の断絶状態になってしまったということの意味は、非常に大きいといえます。そういう雰囲気の中で制定され、反カトリック

的な反教権主義的な運用がなされるということを前提にしますと、「敵対的な政教分離」だというように語らえることが多かつたわけです。
また、先程出ましたけれども、国家神道という方向が、フランスの場合は逆だというのと関連するのですが、市町村長が握っていますから、市町村長の命令で、宗教的な行進とか活動とか集会とかを一網打尽にできるわけです。それが共和主義者で占められていますから、ある意味で厳しい運用というのは、ごく当然のことであつたと考えられます。

ところが、そういう状況が変つてくるのが、第一次世界大戦です。その功罪といつてもよいのですが、これを契機に、国内に二つのフランスというか、対立するフランスがあるのはやはり困るという事情もあります。そして、カトリック側も歩み寄り、フランス全体として

の団結も必要だといった諸種の雰囲気が登場してきて、第一次世界大戦後には、かなり友好的な関係になります。これが、諸家の一致した見方です。

これ以降の政教分離原則のあり方が、「友好的なライシテ」といわれるものです。これを勘違いして、日本に

しかも、アルザスの方は伝統的に自治意識が強いといふことも考慮せざるをえないということで、その取扱いのこともあって、政教分離法の制定前後から断絶していたローマ教皇庁とフランス政府との間で交渉が始まつたわけです。

ここでちょっと政教分離法に戻るわけですが、政教分離法は単に抽象的に分離するという話もありますが、具体的には、従来教会が伝統的な大聖堂なり礼拝堂なりを持っていましたが、その資産をどこに移すかというのが、実は大問題になるわけです。その資産の移し先を定めたのが、政教分離法のかなり重要な部分であつて、その受皿のために——一定の要件はありますけれども——信徒が中心になつて社団(団体)を作ります。そうしたらその団体に法人格を与えようということで、宗教法人である「信徒会」(association cultuelle)に財産を全部移転しましようということになつていて、これがです。

ところが、このシステムは、プロテスタントとユダヤ教についてはスムーズに作られたのですが、カトリ

ックの場合には、その基本的な組織原理である「聖職位階制」——端的にいえば、司教が主任司祭を決めるというやり方——との関係もあって、信徒会の代表者を定めるというシステムが通用しないのです。したがつて、ローマ教皇の方からは、そういう团体を作つてはならないという御触れが出て、カトリックの宗教法人組織である「信徒会」というものを作ることはできなといふことになつてしまつた。そうすると、聖堂や教会の大部分はカトリック用のものですから、本来はカトリック教徒に割り当てられるべき資産あるいは教会・礼拝堂といふものの行く先がなくなることまで、当時としては大変な問題であったわけです。

もちろん、にもかかわらず、一部でカトリック信徒会が結成されたことはあるのですが、その代表者と司教により任命された正統な司祭との間で、日本でもよくある寺院の明け渡し請求事件と同じですが、いろいろな争訟が盛んに起りました。そういう意味でも、カトリック教会とフランス政府とは敵対関係にあつたのですが、アルザスのフランス復帰を契機に、カトリック

この教会組織原理にも反しない、しかも政教分離法の精神にも合致する形の団体を作るということで、両者の交渉が行なわれた結果、話し合いがまとまります。そこで、従来宙ぶらりんであつたカトリックに属すべき資産というか、宗教的建造物の利用先を決めるということが始まつたわけです。その結果、両方の要請を満たす組織、つまり結社法なり政教分離法なりで予定し、且つカトリック教会の組織原理に合致するような宗教団体・法人を作るというやり方は、具体的には、司教区に一つだけしか作らない——したがつて、とくに「司教区会」(association diocésaine)と呼ばれます——というものでした。

これは、司教が統治権・裁判権を握るということで折り合いをつけたものですが、こうしてローマ教皇とフランス政府との外交関係は、第一次世界大戦後に成立し、さらに最大の懸案事項であった受皿としてのカトリック「信徒会」——信徒会と訳すとちょっとおかしいのですが——を作るのを認められたというのが、先に述べた一九二四年の時点で、これで莫大な資産の

行先の問題が決着したということになります。

ついでながら、政教分離原則といつても、フランスには日本国憲法第八九条と全く同じ規定はありません。もちろん、公金を支出してはならないという規定はあります。公的財産を宗教団体に使用させてはならないという規範は、成り立たないのです。というのは、宗教的建造物としては、政教分離法ができる前のものがほとんど残つているのですが、基本的に、それは公認宗教体制の下で又はそれ以前に作られたものであり、本来は、すべて国、県又は市町村のもの——大聖堂レベルですと国有のようですが、そういうことになります。そのため、日本国憲法第八九条のように、宗教団体に対する財産供用も禁止するということになりますと、カトリックやプロテスタン等の伝統的な宗教活動を全部締め出すことになり、宗教的自由の行使を保障するという法の精神と合わないことになるわけです。

今でも、事情は変わりません。一九〇五年以降に作られた聖堂・教会等は圧倒的に少なく、それ以前に作られたものがほとんどですから、基本的には国有ない

ことは公有です。その財産をプロテスタンントが従来使っていたものであれば、それに占有権・独占的使用権を与え、カトリックが使つていたものであれば、その団体に与えるということで政教分離を図ろうとしたわけで、その決着をみたのが一九二四年代に入つてからということになります。ですから、どういう本をみても一致して説かれるのは、大体一九二四年から二五年の時点での、「敵対的な政教分離」から「友好的な分離」に移行したということです。もちろん、現在でも、ローマ教皇が来たりしますと、センシティブな問題になることはなるのですが、それでも、当初いわれたような「敵対的な政教分離」ということは到底當てはまらない状況になつていて、基本的には、今日まで「友好的な政教分離」の関係が続いているというように言えると思います。

三 一般と特例

—アルザス・ロレーヌの問題

今お話を点とも関わるのですが、先にちょっと申

釈をしていいるようです。それと、アルザスは自治意識の非常に強いところがあつて、妙にいじるとまざいことになるという事情もあります。

さらに第二次大戦後の一九四六年の憲法および現在の憲法において、「フランスはライックな共和国である」と宣言するのですけれども、その場合の「ライック」（宗教的に中立な、非宗教的な）という場合には、当然アルザス＝ロレーヌ地方の独特の法制をも念頭においていた形で定めているわけです。ですから、その点については、それを辛うじて例外として認める——つまり将来的にはかつて一九七二年の左翼の共同政府綱領のように、そなくす——という立場がありましたけれども、最近で社会党の代表者も、その制度について、単に特例的に許しているのではなく、維持すべき制度であるといふように言明を変えていきます。つまり、アルザスの制度は特例制度として生かしておくということですから、近い将来そう大きくすることはますありえないでしょう。今回の欧州連合(EU)になつてからは、ある意味ではこの制度のほうが本來的だということになるわけであ

四 原則と例外

すから、がらりと変る可能性もない。そうすると、一般的な制度と特例的制度とが、うまく共存する形で進みそだだということになります。

三県、これはストラスブールとコルマールの辺りで、総人口でいうと京都府と同じ程度で二百六十万人前後ですが、その三県については、その他のフランス全体の場合と全く異なった宗教制度が敷かれている。そういう意味での共存が図られているという事情は、また独自のフランス型のライシテの様相を表しています。ですから、その三県以外は、基本的に政教分離といわれる——しかし日本でイメージするような政教分離原則とは違うのですけれども——制度が行なわれていてることは確かです。しかし、アルザス＝ロレーヌの方は、すでに述べたような領土帰属の変遷の問題があるものですから、一九二四年の時点でフランス政府が決断し、①基本的には刑法・民法その他の法律、要するに基本的な立法は全部フランスの立法を導入する、②但し、結社の制度・団体法制と宗教法制の二つについては、従来のドイツ型の制度を存続するということを、立法でもつて解決したという事情があります。

的な制度の基礎でありまして、今日もなおこれが続いているということで、非常に特異なものです。いうまでもなく公認宗教制度——公認というのは単に認めるというのではなく、公のものとして認めるということです——ですから、補助金も当然のように支払われ、司祭給与もそうです。カトリックの他にプロテスrantト二派、それからユダヤ教もそうですが、全ては公認宗教と認められた上で特別な地位をもつてているということになります。実はヨーロッパには、こういうタイプの政教関係が多いわけで、分離型の方がむしろ少ないものですから、アルザスがかえってヨーロッパ全体に近いとよくいわれるわけです。その意味で非常に注目される地域です。

のです。実は、この点も日本ではあまり理解が行き届かないところで、例えば「エホバの証人」に関する神戸高専事件(最二判平成八年三月八日民集五〇巻三号四六九頁)などがとくに注目されて議論されるのですが、フランス的な政教分離制度の枠組みからいいますと、信教の自由に軍配を挙げた最高裁判所の結論は「ごく当然」の考え方で、とくに変った判断をしたわけではないということがあります。

それはどういうことかといいますと、公務員(パブリック・サービス)と信教の自由との兼ね合いで、公の

場面では特定の宗教色を入れないということは、政教分離の原則として立てられる。したがって、宗教をかつてのように公認したりはしないし、司祭給与を与えるといふような制度も、禁止されるということになります。こうして公務員の場面では、そういう原則を貫こうとします。

ところが、それでは片付かない問題が出てくる。といいますのは、特定の公的施設の場合、政教分離原則によって特定の宗教活動又は宗教色を締め出すわけですが、その中にある人々の信仰の自由をどうやって確保するか、あるいは心の問題をどうやって解決するかとなると、それだけでは決着がつかないわけです。これは、ドイツ風にいえば、いわゆるゼールゾルゲ(Seelsorge)、つまり司牧とか牧会とかの問題として、必ず議論されるところです。もちろん、アメリカでも、政教分離(separation)又は国教樹立の禁止(non-establishment)の原則と、自由な信教活動(free-exercise)との調整ということは、必ず語られるのです。

当然のことながら、フランスでも、政教分離法第二

条の中で、そうした問題のために初めから立法的な解決を図っています。政教分離法という法律の中にきちんと明文化されているというのは、我々としては両原理間の調整の問題という形でわかりやすいと思いますが、一般的には、それは団体付き又は施設付き司祭の制度(aumônerie)を設けるという形を取ります。

政教分離法第一条の但書で、こういう施設付き司祭——カトリックだけではありませんから、ひつくるめて「祭司」といったほうがよいのかも知れません——が制度化され、そのための予算は認められ、そのための支出は問題ないというように明文化してあるわけです。そこで列挙されているのは、リセ(国立高校)、コレージュ(公立中学校)、エコール(公立小学校)、公立病院あるいは刑務所といつたもので、こうした公の施設における司祭の制度については、この活動を認め、そのための給与は支払うということが、明文化されております。ですから、現在でも、そうした施設付き司祭がちゃんと活動をやっていまして、そのためにお金も支払われています。刑務所でも病院でも、もちろん行なわれてお

ります。

ひるがえって日本の場合、国公立の病院ですと、そうした常設的な魂への配慮の制度がなく、また終末医療とかターミナル・ケアとかいいながら、最後の部分で精神的なケアをしないという部分があります。私個人としては、いつ死ぬかもしれない人のために、宗教者が常駐するというような制度を設けても何ら問題はないと思っていますが、国公立病院側では政教分離原則との関係で、これまではずいぶん腰の引いた対応に止まっているようです。

さて、各種公立学校、公立病院あるいは刑務所は、

政教分離法第一條但書で明文化されている例外ですが、そこに列挙されていない軍隊にも、実は以前からずっと施設付き司祭の制度があります。政教分離法を制定する時も、これを排除するという趣旨はありませんでした。ある意味では、軍隊はこうしたゼールゾルゲ(Seelsorge)の非常に大事な部分かも知れません。この軍隊に関しては、命令レベルでの根拠法規がちゃんとあります

が、どの憲法関係書をみても、政教分離法の列挙は例示的なものにすぎないので、その他に、軍隊という重要な部分があると言われます。つまり、政教分離法には明文がないけれども、当然に認められる制度として、割合に詳しい解説が載っているところです。

なお、軍隊にしろリセにしろ、どういう形で当該宗教家を選ぶかという問題が当然起るわけですが、大体、関係の省の大臣がいるわけで、大臣のところで形式的に調整するのですけれども、日本流にいえば、各宗派の代表から候補者リストが提出され、これに基づいて任命するというシステムがとられているようです。

五 平等と格差 —伝統宗教とセクト問題

セクト又はカルトの問題は盛んに議論されているところですから、あまり立ち入る余り必要はないと思いますが、最近フランスでは興味ぶかい状況があります。これを「エホバの証人」の「ノーマライゼイション」といふことでお話します。

伝統的宗教の間については、イスラームも含めて、

基本的にはいわば宗派平等という形で議論されるのですが、いわゆるセクトの問題——いわゆる新宗教の問題——になると、かなり厳しい態度をとるというのがフランスに関する全般的な印象です。とりわけ破壊的なセクトに対しては極めて厳しい。この点に関する限りはどこでも同じですけれども、実はそうでないものもあって、例えばアメリカではすでに市民権を得ている「エホバの証人」という団体などは、フランスにいくと、ちょっと変り者扱いになる。これが暴力的な活動を行なつたという証拠もありませんし、いわゆる破壊的カルトとは全く違うということははつきりしているようになっていますが、政教分離法上の宗教法人である「信徒会」という形になれるかというと、実はなれない。ここに問題があるわけです。

というのも、法制度上、この政教分離法の信徒会は、行政の認可を得れば、寄附、つまり財産の贈与や遺贈を受けることができるのですが、そういう受贈能力が認められる結果、かなり潤沢な資金を蓄えることができるという事情があります。ところが、「エホバの証

人」の信者が、自ら信ずるその団体に遺贈しようと思つたのに、県知事がそれを認可しなかつた——したがつてその遺贈は効果をもちえない——ということで、行政最高裁判所であるコンセイユ・デタまで争つた事案があります。この一九八五年の「エホバの証人」判決では、これはもっぱら宗教活動を目的とするという要件に当てはまらないというのと、フランスの公序良俗に反する部分があるという理由で、政教分離法上の宗教法人組織である「信徒会」ではないと言い切つたのです。その時の理由は、同団体の信条が兵役義務を拒否するものであるということと、もう一つは輸血の拒否という点です。この二つが不認可を正当だとした理由だといわれますが、このうち兵役義務の問題は、来年か再来年には徴兵制から志願兵制度になるので、実質的に意味がなくなるでしょう。他方、しかし、輸血拒否というものがフランスの公序良俗に反するかどうかは、とくに子供の場合を考えますと、確かにかなり深刻な問題になるといわざるをえません。そういうことが背景にあつたようです。

ところが、詳しい事情は知りませんが、アメリカではとうに市民権を得ており、他の所でも市民権を得ているという背景があるのかも知れませんし、破壊的カルトではないということがはつきりしているとともに関係しているのかも知れませんが、最近、サイエントロジー教会と同じように免税地位を欲しいということで、「エホバの証人」があちこちで税務訴訟を起こしています。その中で一九九七年七月に、リヨンの控訴院が一応サイエントロジーも宗教と認められるという判断をしたのは、かなり大きな反響を呼んだのですが、それと同じ頃、ストラスブールの行政裁判所でも、一九九七年九月十日に、「エホバの証人」の五つくらいの団体があるのですが、その全部について、政教分離法上の法人組織としての「信徒会」としての資格を認めるという判断を出したのです(調べてみると、あちこちでそういう訴訟を起こしているようです)。

この問題をもう少し詳しく言いますと、一九九七年三月に、クレルモン・フェランの地方行政裁判所——日本でいうと地方裁判所ですが、いろいろ情勢が

変つたこともありますて、コンセイユ・デタに伺いを立てるということがありました。税務の問題では、何らかの法律問題が生じた場合に、どう処理すべきかということを上申して一部移送し、これに対する法的判断を経て判決するという仕組みがあるようでして、これをを利用して、クレルモン・フェランの行政裁判所が、コンセイユ・デタに伺いを立てたという事件があります。ここでは何が問題になるかというと、いろいろな点で「エホバの証人」がいわば正真正銘の宗教団体だと認められるような状況が出てきていますが、実はかつてコンセイユ・デタは、一九八五年の判決で、政教分離法上の「信徒会」としては認められないという判断をしていましたから、それとの兼ね合いをどうするかを判断してほしいということで、わざわざそうした手続をとつたようです。

これに対応するコンセイユ・デタの回答は、一九九七年十月二十四日に出ており、その結果は——人によつては意見なしということと同じだといつてあるのですが——要するに「エホバの証人」自体については何も言

わないので、フランスの公序良俗等々のことに対する反対しないような、しかも礼拝目的を専らとするような団体であつたら、当然に認められるというだけの回答なのです。ですから、ボールを投げ返したというわけですが、それは、法的問題そのものであれば判断するが、具体的な事実問題というか、実質的な問題については行政裁判所は判断しない、パレ・ロワイヤルは何も言わない、それは地方裁判所自らが判断すべきことだというのでしょう。しかし、これは、実は、「エホバの証人」という団体について、伝統的な宗教と同様に、政教分離法上の「信徒会」として設立しうるというゴー・サインではないのかと受け取る向きもありまして、そうだとすると極めて大きな意味をもつことになります。その意味で、このコンセイユ・デタの一九九七年十月回答は、いろいろなところで紹介されているわけです。

そこで、「ノーマライゼイション」と書いた意味についてですが、ある雑誌で「エホバの証人」についてもノーマライゼイションをするのだろうかという記事がありましたので、それを借用したわけです。先程申しま

おわりに

こういう一連の内実をみてきまると、かつて共和主義者が打ち建てた当初のライックな共和国ということなのですが、その時代がもつていた意味、そして現代でもそれが一定の政治的な意義をもつということは、動かしがたい事実です。しかしながら、他方で、大きな目でみると、その枠組みの中でも、まず政教分離法は「敵対的な分離」から「友好的な分離」へと変わり、イスラームの宗教人口の拡大を別としても、さらに伝統的にはセクトに数えられたものが次第に認知されると

いつたごく最近の要素をも含めてみると、一定の制度的枠組みの中でも、全体としての共生を図り、統合していくこうという力学が強く働いているというように考えられるのです。もちろん、最初に申し上げたカトリック修道会の問題について、政府の命令で公認するかどうかを決めるというこの枠を外さないということは、なお共和派のシンボルという位置付けを与えられておりまして、その限りではなお一線を画しているという

したように、兵役義務の問題はもうありませんから、残るのは輸血拒否の問題だけということになります。この輸血拒否ということが、直ちにフランスの公序良俗に反するかという問題になりますと、私には何とも言えませんが、それはともかくとして、ここまで来ているということは、いわゆる受贈認可制の問題は、かつてセクトと伝統宗教の間にかなりの格差があつた領域であるのですが、少なくとも「エホバの証人」に限つていえば、そういう意味での格差を従来通り維持できるかという問題になると、どうもそうはいえないような状況になつてゐるのではないかと思います。

これとの関連で、政教分離法上の「修道会」としては、伝統的にはカトリックの宗教的共同体のみが認められてきたのに対し、仏教団体もその範疇の一つに認め、あるいは東方正教会の団体もその一つとして認められたというような先程指摘した事実が、意外に大きな意味をもつてゐるように思います。ですから、今後は、いわば少し開かれた「信徒会」観念に移つてくるのではないかという印象をもつていています。

印象があります。

さて、わが国のこととの関連で考えますと、まず、とくに「四原則と例外—公役務と宗教的自由」のところで述べたような問題、つまり異なる原理間の調整の問題というのをもう少し自覚化して議論したほうがよいのではないかと思つています。いわゆる国家神道の問題もありますし、これまで憲法学などは政教分離原則という理念的な議論に終始してきたのですが、却つてそのために、神戸高専事件（エホバの証人）事件では、従来の議論とのつながりから、すっかり困惑してしまつたわけです。

もう一つは、最後の「五平等と格差—伝統宗教とセクト問題」で少し言いましたけれども、法人格の取得に際しては、いざれの団体も宗教団体だという形で主張してきます。もちろん、法人化されると、諸々のコントロールもありますが、むしろメリットの方が大きいという事情があるために、必ず宗教の名を振りかざしてくるわけです。こうなると、宗教団体として法人格を要求してくれば、それを全部認めて宗教法人とする

のがいいのか、そのように自称すれば、そのまま宗教法人になるうるという制度でいいのか、という問題に直面せざるを得ません。

つまり、宗教というものを広く考え方とする場合、

とくに広い範囲で個人の自由な活動を認めようという要求を含んでいますが、この問題とは別に、法人格を認めることによつて諸々のメリットを与えるという制度が一体化されているわけですから、そういうふうに

宗教観念を拡大することによって、自由が保障されるという議論だけで済むのかという問題があるはずで、これは、セクトの問題などをみるとよくわかる。そういう問題があつた場合に、単に「宗教」概念を拡大することによって保障される範囲が広がるといった、いわば牧歌的な思考ではすまない問題が生じてきているよう思います。

そうだとすると、ことさらに宗教といわなくても、思想の自由として当然保障される領域と、正しく宗教であるがゆえに宗教的自由、宗教団体・法人の自由としてとくに保障される領域というのは、むしろ別々の

ものとしてあるような気がしますし、それを少し区分けして考えるほうがよいのかなという印象をもつているところです。

〔附記〕本稿は、一九九八年十二月十一日に「政治と宗教」研究会で行なつた報告の記録を基にしたものであり、その性質上、参考文献等はすべて省略してあることも、併せてお断わりしておきたい。

(おおいしまこと／京都大学教授)